

2021年4月15日

札幌市文化芸術活動再開支援事業の申請について

当施設をいつもご利用いただき誠にありがとうございます。この度、当施設は札幌市文化芸術活動再開支援事業（以下「支援事業」という。）の対象施設として認定されましたので、当施設をご利用にあたっては、ぜひ支援事業のご活用についてご検討をいただければと存じます。

つきましては、支援事業をご活用される場合は、当施設のホームページから各申請書類をダウンロードし、下記のとおりお手続きいただきますようお願いいたします。

記

1 対象施設

かでるホール及び展示ホール

2 対象期間

令和3年3月16日（火）～令和4年3月15日（火）

3 支援金額

施設利用料金（設備料金を含む。）の半額が支援金として交付されます。

公演系イベント上限 50万円/日

展示系イベント上限 50万円/週

4 支援対象事業

対象は、文化芸術の振興を図る、不特定多数の観客を対象とした実演により表現される音楽、舞踏、演劇、古典芸能、演芸、その他の芸術・芸能の公演又は絵画、工芸、彫刻、版画、陶芸、書道、写真、その他の芸術の展示です。

申請前に対象事業に該当するか札幌市文化芸術活動再開支援事務局（以下「事務局」という。）にご確認ください。

5 支援事業のご利用にあたって

支援事業のご利用にあたっては、必ず事務局の専用ホームページに掲載の「申請の手引き」などをご確認ください。当施設への申請についてはFAX、メールまたは窓口にてご提出ください。

6 利用料金のお支払いと支援金の交付について

- ・施設利用料金はお申込みの際にお支払いください。（既にお支払い済みでも対象となります）
- ・設備利用料金は原則ご利用日にお支払いください。
- ・支援金は利用報告書を提出後、札幌市から直接主催者様に支払われます。

裏面に続く

7 申請手続きについて

(1) 支援金利用申請書

次の書類をご記入の上、ご利用日の1か月前までに当施設へご提出ください。

① 支援金利用申請書【様式5】

3年以内の活動実績がわかる書類

主催者が個人の場合は、代表者の身分証明書（写）

※代表者は当施設の利用承認書及び各申請書、報告書、支援金振込先の口座名義人、委任状の受任者と一致する必要があります。一致しない場合、支援金を受け取ることができません。

② 北海道立道民活動センター利用承認書（写）

③ 北海道立道民活動センター設備等利用料金明細書（写）

④ かでるホール物件明細書（舞台・照明・音響）（写）

当施設から事務局へ申請を行い、結果についても当施設から主催者様へご連絡いたします。

交付決定後に対象経費が増額となった場合、増額の交付は認められないためご注意ください。

(2) 支援金利用報告書

次の書類をご記入の上、ご利用日から15日以内に当施設へご提出ください。

① 支援金利用報告書【様式10】

行事写真 1枚

会場レイアウト写真 1枚

コロナ感染拡大防止対策写真 2枚

支援金を活用した行事であることが確認できる写真 2枚

現金領収証書（写）（振込の場合は金融機関利用明細書等）

② 支援金受取口座の金融機関名等が確認できる資料（通帳のコピー等）

※金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義人の確認できるものがが必要です。

③ 委任状【様式13】

※委任状については原本が必要となるため、郵送または窓口にてご提出ください。

④ 北海道立道民活動センター利用変更承認書（写）

⑤ 北海道立道民活動センター設備等変更（中止）利用料金明細書（写）

当施設から事務局へ報告し、結果についても当施設から主催者様へご連絡いたします。

【問い合わせ先】

○ 支援事業に関する問い合わせ

札幌市文化芸術活動再開支援事務局

TEL：011-676-6775

TEL：011-788-6868*

*令和3年7月1日～

HP：<http://bunka-saikai-sapporo.jp/>

○ 申請手続きに関する問い合わせ

北海道立道民活動センター管理事務室

TEL：011-204-5100

FAX：011-271-9827

Email：info@kaderu27.or.jp

HP：<http://homepage.kaderu27.or.jp/>